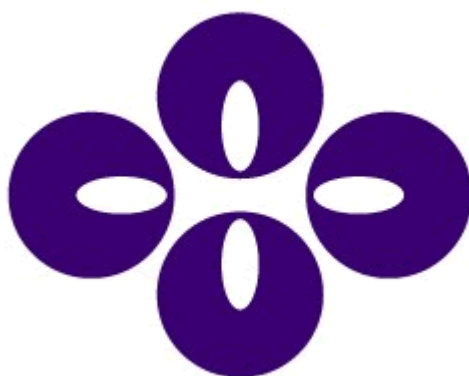


甲州市
新型インフルエンザ等対策行動計画



平成26年 11月

山梨県甲州市

目 次

I 行動計画の基本方針 【総論】

1 はじめに	1
2 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本方針	3
3 流行規模の想定	7
4 役割分担	9
5 発生段階の概要	11
6 発生段階別の目標と主な対策	12
7 対策の主要6項目	14

II 行動計画内容（発生段階別） 【各論】

1 未発生期	27
2 海外発生期	30
3 県内未発生期	32
4 県内発生早期	35
5 県内感染期	38
6 小康期	42

III 参考資料

• (資料1) 用語解説	45
• (資料2) 感染症指定医療機関	50
• (資料3) 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の山梨県の対策	51
• (資料4) 甲州市新型インフルエンザ等市内対策会議設置要綱	54
• (資料5) 甲州市新型インフルエンザ等警戒対策本部設置要綱	55
• (資料6) 甲州市新型インフルエンザ等連絡会議設置要綱	56
• (資料7) 甲州市新型インフルエンザ等対策本部条例	57
• (資料8) 甲州市新型インフルエンザ等対策本部要綱	58

1 はじめに

(1) 作成の趣旨

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合は、国家の危機管理として対応する必要がある。

そこで、平成25年4月13日、新型インフルエンザや新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めた、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という）が施行された。また、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供や感染拡大防止対策等が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に規定されており、特措法と相まって、国全体としての万全の体制を整備し新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

そこで、特措法及び感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、本市全体の体制整備をするため、甲州市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を定める。

市行動計画は、国・県の行動計画を踏まえ、本市における新型インフルエンザ等対策の基本方針を示すものである。新型インフルエンザ発生時には、市行動計画に基づき、従来の感染症対策の枠組みを超え、危機管理としての認識のもと、全庁横断的な取り組みを推進することとする。

(2) これまでの市行動計画作成の経緯

国では、平成17年（2005年）に新型インフルエンザ対策行動計画を策定して以来、数次の改定を行ってきた。

山梨県においてもそれらを踏まえつつ、以下のとおり改定を行ってきた。

平成17年（2005年）に国の新型インフルエンザ対策行動計画策定を受けて、山梨県では、新型インフルエンザ対策行動計画を策定し、平成21年（2009年）には、平成20年の感染症法の改正に伴う国の行動計画改定を受けて改定。

平成23年（2011年）に国の新型インフルエンザ対策行動計画が改定されたことに伴い、県行動計画を改定（第二版）された。

本市においてもこれらを踏まえつつ、以下のとおり、国及び県行動計画を上位計画とした甲州市新型インフルエンザ対策行動計画の策定を行ってきた。

◎甲州市新型インフルエンザ対策行動計画策定（平成21年8月）

◎甲州市新型インフルエンザ対策行動計画一部改定（平成25年3月）

(3) 市行動計画の策定

①計画の位置付け

・特措法第8条に基づき、甲州市における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び市が実施する措置等を示すもので、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び山梨県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）に基づく市町村行動計画に位置づけられるものである。

・市行動計画を実施するために必要な体制整備のための事業継続計画（BCP）、市行動計画を具体化するための行動計画実施マニュアルは別に定める。

②市行動計画作成の過程

ア 峡東保健所からの意見聴取

・特措法第8条に基づき、他の地方公共団体と関係のある事項を定める場合の意見として、峡東保健所から意見を聴取した。

イ 学識経験者からの意見聴取

・特措法第8条に基づき、医学・公衆衛生の学識経験者の意見として、山梨大学大学院医学工学総合研究部社会医学講座山縣教授から意見を聴取した。

ウ 市各部署からの意見を聴取

エ パブリックコメントにより市民から意見を聴取

(4) 対象とする疾患

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

(5) 計画の見直し

- ・市行動計画の見直しは、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、適時適切に変更を行うものとする。
- ・また、政府行動計画及び県行動計画の見直しがあった場合は適時適切に変更を行う。

2 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本方針

(1) 新型インフルエンザ等の特徴

①発生の予測や阻止が困難であること

- ・新型インフルエンザ等の発生時期や地域、その感染力、病原性の高さ等を正確に予知することは困難である。
- ・その発生そのものを阻止することは不可能である。
- ・世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。

②市民の生命・健康や経済全体に大きな影響を与えること

- ・病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。
- ・長期的には、市民の多くが罹患するものである。
- ・患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療機関の受入能力を超えてしまう。
- ・したがって、本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付けて、対策を講じていく必要がある。

(2) 対策の目的と戦略

① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

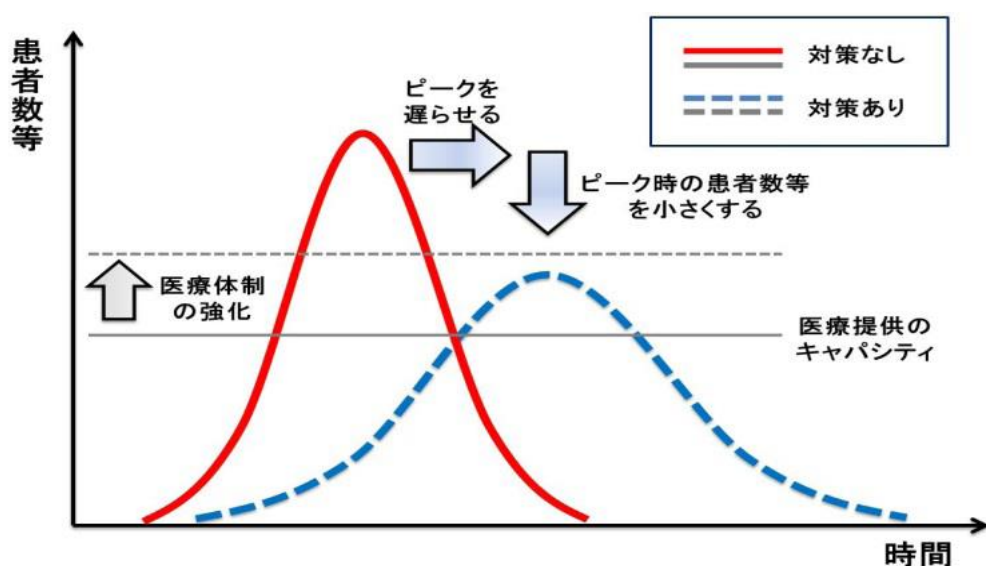
【国・県の対策】

- ① 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制整備等の時間を確保する。
- ② 流行のピーク時の患者数をできるだけ少なくして入院患者や重症患者の数を少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ③ 適切な医療の提供により、重症者数・死亡者数を減らす。

【市の対策】

- ① 市民が正しい行動をとることができるよう、相談窓口及び情報提供体制の整備により感染拡大防止のための予防策の普及啓発を図る。
- ② 迅速な予防接種体制を構築することにより、まん延防止策を促進する。

【国における対策の概念図】



② 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小限となるようにする

【国・県の対策】

- ① 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ② 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務または国民生活及び国民経済の安定に寄与する社会・経済機能の維持に努める。

【市の対策】

- ① 事業継続計画（BCP）に基づき適正に業務を実施し、市民生活及び地域経済の安定に努める。
- ② 要援護者・自宅療養者に対する生活支援を実施する。

(3) 社会全体で取り組む感染拡大防止策

- ・ 不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制、ワクチン接種等を含めた医療の対応と組み合わせを総合的に行うことにより効果が期待される。
- ・ 事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

(4) 市民一人ひとりによる感染拡大防止策

- ・ 新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町村、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。
- ・ 新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

(5) 行動計画実施上の留意点

①国、県との連携協力

- ・ 国、県、指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。

②基本的人権の尊重

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。
- ・ 医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たっては、市民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限のものとするよう要請する。その際には、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

③危機管理としての特措法の性格

- ・ 特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々

な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

④関係機関相互の連携協力の確保

- ・市対策本部は、県対策本部との相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。
- ・市対策本部長（甲州市新型インフルエンザ等対策本部条例第2条でいう「対策本部の長」）は必要に応じて、県対策本部長に対し、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。
- ・甲州市は、県内では3つの市と2つの村、そして埼玉県に隣接していることから、近隣自治体と連携して、対策を実施することが効果的である。

⑤市民、事業者等の理解・協力

- ・流行の拡大防止を図る上で、行政機関、医療機関等の関係機関の努力はもとより、市民や事業者等の協力が不可欠である。
- ・市民、事業者等には、新型インフルエンザ等に関する正しい知識に基づき、自ら予防に努める「自助」と、流行期における高齢者等への地域住民団体が支援に努める「共助」が求められる。その上で、行政機関等の「公助」により、本行動計画を効率的に実施し、流行による健康被害を最小限にとどめていく。

⑥記録の作成・保存

- ・市対策本部等における新型インフルエンザ等対策の実施等に係る記録を作成し、保存し、公表する。

⑦その他

- ・便宜上、発生段階に分けて対策を記載するが、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に実施する。
- ・対策の実施、縮小、中止等を決定する際の判断の方法については、政府の定める基本的対処方針に基づき県等と協議し決定する。

3 流行規模の想定

(1) 被害想定のお考え方

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

市行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性・感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得ることから、その発生時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

市行動計画を策定するに際しては、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として、次のように推計した。

新型インフルエンザ等発生時における患者推計

	甲州市		山梨県		全国	
医療機関受診患者数（罹患率25%と推計）	約 3,500 人～ 約 6,600 人		約 8.8 万人～ 約 16.8 万人		約 1,300 万人～ 約 2,500 万人	
	中等度 致命率 (0.53%)	重度 致命率 (2.0%)	中等度 致命率 (0.53%)	重度 致命率 (2.0%)	中等度 致命率 (0.53%)	重度 致命率 (2.0%)
入院患者数	150 人	530 人	3,600 人	13,500 人	53 万人	200 万人
死亡患者数	50 人	170 人	1,200 人	4,300 人	17 万人	64 万人
1日当たり最大入院患者数 (流行5週目)	30 人	110 人	680 人	2,700 人	10.1 万人	39.9 万人

- ・ 県と同様に全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定し、その8割程度が医療機関を受診すると想定した場合の患者数は、約3,500人～約6,600人と推計。

- ・ 入院患者数及び死亡者数については、この全人口の25%に相当する人を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致命率0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致命率2.0%とした。

- ・ 中等度の場合では、入院患者数の上限は約150人、死亡者数の上限は約50人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約530人、死亡者数の上限は約170人となると推計。

- ・ 全人口の25%が罹患し、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布の試算を行ったところ、中等度の場合、1日当たりの最大入院患者数は約30人（流行発生から5週目）と推計され、重度の場合、1日当たりの最大入院患者数は約110人と推計。

- ・ 被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とはいえないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、国・県の動向に合わせて必要に応じて見直しを行うこととする。

- ・ 未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象とされている。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

（3）新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・ 市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。罹患患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。

- ・ ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患の他、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

4 役割分担

(1) 【国】の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

(2) 【県】の役割

県は、地域の実情に応じた「山梨県新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、県内の新型インフルエンザに係る医療の確保等に関し、発生を想定した準備を進めるとともに、新型インフルエンザの発生時には、県対策本部等を設置し、基本的対処方針に基づき、地域の状況に応じて判断を行い、対策を強力に推進する。

また、県は、「感染症法」に基づく措置の実施主体として、感染症対策の中心的な役割を担っており、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し主体的な判断と対応が求められる。併せて、市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

(3) 【市】の役割

市は、新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、市内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。

また、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

（４）【医療機関】の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、本県の実情に応じた医療を提供することが求められる。

（５）【一般事業者】の役割

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染予防策や、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のための準備を行うことが望まれる。このため、優先実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するなど、事業継続計画（BCP）により事業が継続されることが期待される。特に興行施設等不特定多数の者が集まる事業を行う者については、新型インフルエンザ等発生時には事業の自粛も含めた感染防止のための措置の徹底が求められる。

（６）【市民】の役割

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザやその対策等に関する情報を得て、発生時にとるべき行動を理解し、季節性インフルエンザにおいても、有症者は手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等の個人レベルでの感染予防策を実践するよう努め、症状がない者においても、手洗い、うがいを励行し感染防止に努める。

また、個人レベルにおいてもマスクや食料（糧）品・生活必需品等の備蓄を行い、発生時にマスクや日用品等の買い占めをしないよう普段から準備しておくよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

また、患者等の人権を損なうことのないよう注意しなければならない。

5 発生段階の概要

・新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく。

・市行動計画における各発生段階は、県と同様に、新型インフルエンザ等が発生していない「未発生期」、海外では発生しているが国内では発生していない「海外発生期」、県内では発生していないが国内で発生が始まった「県内未発生期」、県内での発生が始まった「県内発生早期」、県内での流行が始まった「県内感染期」、県内での流行が収まった「小康期」の6つに分類する（政府行動計画では5つに分類している）。

・国内の発生段階は、WHO（世界保健機関）のフェーズの引き上げあるいは引き下げ等の情報を参考にしながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部において決定される。

・県内における発生段階区分は以下の基準となっているが、実際の運用については政府対策本部における国の発生段階の移行や県内患者の発生状況及び症状、それに対する専門家等の意見等を踏まえ、県が国と協議のうえ「山梨県新型インフルエンザ等対策本部」で決定される。

発生段階（国）	発生段階（県）	状態
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	県内未発生期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内での患者は発生していない状態
	県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少
	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

注) 県内で国内初発の患者が確認された場合は県内未発生期を経ないで県内発生早期となる。

- ・市は県行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施することとする。
- ・段階の期間は極めて短時間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには国が特措法第32条に基づき緊急事態宣言を出した場合には、対策の内容も変化するという事に留意する必要がある。

6 発生段階別の目標と主な対策

発生段階	目 標	主な対策
未発生期	<p>○新型インフルエンザ等の発生に備えて体制の整備を行う。</p> <p>○県等関係機関との連携の下に新型インフルエンザ等発生状況の把握に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市行動計画、事業継続計画（BCP）及び行動計画実施マニュアルの策定、見直し ・情報収集、連絡体制の構築 ・市民への情報提供と支援体制の整備 ・要援護者の把握と支援体制の整備 ・予防接種計画の策定と住民接種体制の構築 ・防疫等に必要な資器材の整備
海外発生期	<p>○海外発生に関する情報を収集する。</p> <p>○県内発生に備えた全庁的な体制を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「庁内対策会議」の開催と「警戒対策本部」及び「対策本部」の設置準備 ・市民からの相談体制の構築 ・国・県からの積極的な情報収集 ・市民への情報提供 ・特定接種の実施と住民接種体制の準備
県内未発生期	<p>○市民への感染防止に向けた対策を強化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発生に関する情報収集の強化・市民への情報提供と相談体制の強化 ・要援護者への支援準備 ・集団接種による住民接種の準備と実施 ・「警戒対策本部」を設置及び「新型インフルエンザ等連絡会議」の開催

<p>県内発生早期</p>	<p>○市内での感染拡大をできる限り抑える。 ○感染拡大に備えた体制を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国の緊急事態宣言時に「市対策本部」を設置 ・相談窓口の体制強化、継続 ・まん延防止に向けた市民への積極的な情報提供 ・予防接種計画に基づく住民接種の速やかな実施 ・要援護者への支援
<p>県内感染期</p>	<p>○健康被害を最小限に抑える。 ○市民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国の緊急事態宣言時に「市対策本部」を設置 ・発生状況・具体的な対策について積極的な情報提供 ・予防接種計画に基づく住民接種の円滑な実施 ・在宅療養患者に対する支援 ・ライフラインの確保
<p>小康期</p>	<p>○市民生活及び地域経済の回復を図る。 ○流行の第二波に備える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチンの未接種者への接種 ・緊急事態宣言の解除による市対策本部を廃止 ・必要に応じ相談体制の縮小・中止 ・新たな発生・流行の再燃に備え、計画・体制の見直し ・不足している資器材等の調達及び再備蓄を行う。 ・行動計画・行動計画実施マニュアル等の見直し

7 対策の主要6項目

甲州市の新型インフルエンザ等対策は、2つの主たる目的「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」、「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小限となるようにする」を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、(1)実施体制、(2)情報収集・提供、(3)まん延防止、(4)予防接種、(5)医療、(6)市民の生活及び地域経済の安定の確保、の6つの主要項目に分けて実施する。項目ごとの対策については、各発生段階ごとに記載するが、横断的な留意点等について次に示す。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多くの市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家・県・市全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、国、県、市町村、事業者等が相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが重要である。

①甲州市新型インフルエンザ等庁内対策会議（未発生期～海外発生期）

・新型インフルエンザ等が発生していない状態（～海外発生期）において、新型インフルエンザ等対策に総合的に対応するため、「甲州市新型インフルエンザ等庁内対策会議」（以下「庁内対策会議」という。）を設置する。

ア. 所掌事項

- ・国、県からの情報収集を行い、事前準備の進捗を確認し、関係各課間等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組に関する事項。
- ・関係各課においては、県や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備に関する事項。

発生段階	設置する組織	組織の主な構成
未発生期 ～ 海外発生期	甲州市新型インフルエンザ等庁内対策会議	議長：副市長 副議長：総務課長 構成員：関係各課長 事務担当課：総務課、健康増進課

※構成員：政策秘書課長、財政課長、福祉課長、介護支援課長、子育て支援課長、教育総務課長、戸籍住民課長、市民生活課長、健康増進課長、勝沼支所長、大和支所長

②甲州市新型インフルエンザ等警戒対策本部（県内未発生期～）

- ・ 新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき、市内発生に備え対策を協力を推進するため、「甲州市新型インフルエンザ等警戒対策本部」（以下「警戒対策本部」という。）を設置する。
- ・ 必要に応じ警戒対策本部の会議を開催し、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進し、市民の健康被害の防止及び社会機能維持を図るための体制整備を行う。

発生段階	設置する組織	組織構成
県内未発生期 ～	甲州市新型インフルエンザ等警戒対策本部	本部長 ： 市長 副本部長 ： 副市長 本部付 ： 教育長 本部員 ： 全課長 班員 ： 全職員 事務担当課 ： 総務課、健康増進課

③甲州市新型インフルエンザ等連絡会議（県内未発生期）

- ・ 国内で新型インフルエンザ等が発生した時は、「甲州市新型インフルエンザ等連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置するとともに、必要に応じ連絡会議を開催し、関係機関等との連絡を確保し、情報の収集及び提供、初動体制の確認等を行う。

ア. 所掌事項

- ・ 情報の収集と提供及び市民への啓発活動に関する事項。
- ・ 市内発生に備えた対応策の検討及び体制の確認に関する事項。

発生段階	設置する組織	組織の主な構成
県内未発生期	甲州市新型インフルエンザ等連絡会議	会長 ： 市長 副会長 ： 副市長、教育長 委員 ： 関係団体代表者 ： 関係各課長 事務担当課 ： 総務課、健康増進課

※委員：関係団体代表者 峡東保健所、市医師会、市薬剤師会、市区長会、市保健環境委員会、市小中学校校長会、市保育所連合会、市社会福祉協議会、市民生委員児童委員連絡協議会、市消防団、市商工会、市観光協会、市地域公共交通会議、市内CATV2局

*関係各課長：総務課長、政策秘書課長、財政課長、福祉課長、介護支援課長、子育て支援課長、教育総務課長、観光商工課長、戸籍住民課長、市民生活課長、健康増進課長、勝沼支所長、大和支所長

④甲州市新型インフルエンザ等対策本部（緊急事態宣言発出時）

・国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、特措法に基づき、国において緊急事態宣言が発せられる。それを受け、警戒対策本部を廃止（55ページの警戒対策本部設置要綱の第6条の規定により）し、「甲州市新型インフルエンザ等対策本部」（以下「対策本部」という。）を設置し、必要な措置を講じる。

・新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進し、市民の健康被害の防止及び社会機能維持を図る。

発生段階	設置する組織	組織構成
県内未発生期 ～ 小康期	甲州市新型インフルエンザ等対策本部	本部長：市長 副本部長：副市長、消防団長 本部付：教育長 本部員：全課長 班員：全職員 事務担当課：総務課、健康増進課

⑤部署ごとの主な役割

担当課	主な役割
総務課 政策秘書課 健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内対策会議・警戒対策本部並びに対策本部運営・連絡会議に関すること ・情報収集と情報提供に関すること ・庁内での情報共有に関すること ・国、県、他市町村、関係機関との情報共有や連携に関すること ・広報に関すること ・市主催の行事の自粛等に関すること ・公共施設の臨時休業等に関すること
税務課・収納課 会計課・管財課 議会事務局 監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の指示による業務に関すること

財政課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄資器材等の購入の財政措置に関すること
健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染予防対策等の情報収集と市民への情報提供に関すること ・ 国、県、他市町村、医師会等関係機関との情報共有や連携に関すること ・ 市民からの相談体制・相談窓口に関すること ・ 予防接種（特定接種、住民接種）に関すること ・ 感染防護衣・マスク・医薬品・消毒薬等の確保と活用に関すること ・ 福祉保健部門全般の対策に関すること
介護支援課 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者、高齢者等要援護者への情報提供に関すること ・ 要援護者等高齢者への支援に関すること ・ 要介護者のサービスの維持に関すること ・ 市内介護・福祉関連施設等への情報提供に関すること ・ 福祉保健部門全般の対策に関すること
子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所、児童クラブ等への情報提供に関すること ・ 情報収集に関すること ・ 福祉保健部門全般の対策に関すること
教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童、生徒及びその家族への情報提供に関すること ・ 児童、生徒の感染予防に関すること ・ 学級、学校閉鎖に関すること
生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯学習施設等の臨時休業に関すること
上下水道課 建設課 都市整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道の安定供給・維持に関すること ・ その他ライフラインの維持に関すること
環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの排出抑制等に関すること ・ 遺体の一時安置及び埋・火葬に関すること
戸籍住民課 市民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内公共交通の運行縮小に関すること ・ 埋・火葬に関すること ・ 生活物資の価格の安定等及び市民からの相談に関すること
農林振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥インフルエンザ等の情報収集・感染防止に関すること ・ 家きん飼育者に対する対応に関すること
観光商工課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光施設等の臨時休業に関すること
ぶどうの丘	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設等の臨時休業に関すること

各支所	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の情報収集と地域住民への情報提供に関すること ・地域住民の相談窓口に関すること
各課共通	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設・団体等の情報収集・情報提供に関すること ・対策に係る他部署間の相互応援に関すること

(2) 情報収集・提供

①情報収集と提供の目的

- ・国家の危機管理に関わる重要な課題であるという共通の理解の下に、国、県、市、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。
- ・コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。
- ・適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得を得ることが、発生時に市民等に正しく行動してもらう上で必要である。
- ・新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

②情報提供手段の確保

市民は、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人や要援護者等への情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供を行うため、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

③発生前における市民等への情報提供

- ・新型インフルエンザ等の予防及びまん延防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、県と連携して、市民、事業者等に提供する。
- ・小中学校、保育所（園）、幼稚園は集団感染の発生等、地域における感染拡大の起点となりやすいことを踏まえ、教育委員会、保育所等と連携して、感染症や公衆衛生について児童・生徒等に丁寧に情報提供していく。

④発生時における市民等への情報提供及び共有

ア 発生時の情報提供について

- ・発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定プロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。
- ・海外発生期には、新型インフルエンザ等の相談に対応するための窓口を設置し、海外での発生状況を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染予防策等について市民に周知していく。
- ・誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。
- ・市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。
- ・テレビ等の媒体の活用に加え、直接、市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページやソーシャルネットワークサービス（SNS）等の活用を行う。提供する情報の内容については、個人情報保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。

イ 市民の情報収集の利便性向上

市民の情報収集の利便性向上のため、国や県、市町村、指定（地方）公共機関の情報などを集約し、総覧できるサイトを開設する。

⑤情報提供体制

- ・情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築し、広報担当者が適時適切に情報を提供するよう、市対策本部が調整する。
- ・提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要である。
- ・コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において住民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、発信した情報に対する受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていく。

⑥相談体制

- ・関係機関との連携により最新の情報収集を行い、迅速、正確な情報提供に努め、市民の不安解消を図るため、健康相談のほか生活・福祉など多様な相談に対応する。
- ・市民からの新型インフルエンザ等に関する様々な相談・問い合わせ等については、

下記の「発生期ごとの相談窓口」のとおり対応する。

【 発生期ごとの相談窓口 】

発生期	市	県
未発生期	開設準備	峡東保健所
海外発生期	相談窓口 (健康増進課)	新型インフルエンザ等コールセンター（県庁） → 発生国からの帰国者等で発熱・呼吸器等症状を有するものは、帰国者・接触者相談センター（峡東保健所）へ誘導
県内未発生期		
県内発生早期		
県内感染期		新型インフルエンザ等コールセンター（県庁） → 対策本部廃止後は峡東保健所
小康期		

※相談数の推移に応じて、開設時間を変更する。

(3) まん延防止

①まん延防止の目的

- ・新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。
- ・流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげる。
- ・個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせで行う。
- ・まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、県の要請に基づき実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

②主なまん延防止対策

ア 個人における対策

- ・マスク着用等咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。
- ・県内における発生の初期の段階から、県の要請に応じて新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための対応（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置への協力を行う。

- ・新型インフルエンザ等緊急事態においては、県の要請に応じて、不要不急の外出自粛要請等を行う。

イ 地域・職場における対策

- ・県からの要請に応じて以下の取り組みを行う。
- ・県内における発生初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行う。

ウ その他

- ・国や県が行う検疫等の対策に関して、要請に応じ協力する。

(4) 予防接種

①ワクチン

- ・ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。
- ・新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。
- ・新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では、新型インフルエンザに限って記載する。
- ・新型インフルエンザの発生時のプレパンデミックワクチンの有効性・安全性に関する国の臨床研究の動向等を注視する。

②特定接種

【特定接種とは】

- ・特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに臨時に行われる予防接種をいう。

【対象者】

- ・特定接種の対象となり得る者は以下の者である。

・ 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

・ 海外発生期において、市は国と連携し、市の地方公務員のうち該当となる対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

③住民接種

【住民接種とは】

ア 臨時の予防接種

・ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種として行われる。

イ 新臨時接種

・ 緊急事態宣言が行われていない場合、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種として行われる。

【対象者の分類】

対象者については、下記のような基本的な考え方が政府行動計画において整理されているが、緊急事態宣言がされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて、政府対策本部において決定される。

① 医学的ハイリスク者

呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・ 基礎疾患を有する者（基礎疾患により入院中又は通院中の者）
- ・ 妊婦

② 小児

1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。

③ 成人・若年者

④ 高齢者

ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

【接種順位】

・接種順位については、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置くことが考えられているが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する(特措法第46条2項)と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を合わせた考え方もあることから、こうした以下のような基本的な考え方を踏まえて国により決定される。

1) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
- ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

2) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

3) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、合わせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

【接種体制】

- ・市が実施主体となる。
- ・原則として集団的接種により接種を実施する。
- ・市は、国、県及び東山梨医師会等の協力を得ながら、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

④留意点

・危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の特性を踏まえ、その際の医療提供・国民生活・経済の状況等に応じて、政府対策本部において総合的に判断し決定される。

⑤医療関係者に対する要請

・国及び県は、予防接種を行うために必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）する。（特措法第31条第2項及び第3項、第46条第6項）

（5）医療

①医療体制の整備

- ・発生前においては、県等と連携し、東山梨医師会及び甲州市医師会など地域の関係者との連携体制を図っておく。
- ・県内感染期においては、地域における新型インフルエンザ等患者の診療体制を、東山梨医師会と連携しながら調整して確保するとともに、診療時間を取りまとめるなどして市民への周知を図る。

（6）市民の生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等発生時に、市民の生活及び地域経済への影響を最小限とできるよう、県、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者等と連携し、特措法に基づき事前に十分準備を行う。

万一、新型インフルエンザ等が大流行した場合には、物的被害のある地震災害等と異なり、家屋等のハードのインフラは保持されていても、人的な健康被害により、警察機関や消防機関の防犯・防災機能の低下や電気・ガス等のライフラインの障害

が発生することが想定され、社会機能全体としての低下が懸念される。

①ライフライン等の確保

- ・公共交通機関及び電気・ガス・水道などのライフライン事業者の協力を得て、その機能の確保を図る。
- ・ごみ処理についても、機能の確保が図れるよう努める。
- ・新型インフルエンザ等が大流行し、多数の死亡者が発生した場合、火葬場の稼働能力を超える事態に備えて、遺体を一時的に安置できる施設等の使用について、県の要請を受け、調査・把握を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

②市民生活の維持

- ・社会全般にわたり社会機能が低下している中であっても、市民生活が維持できるよう、事業者へ対して感染予防策を呼びかけ、事業活動の維持を要請する。
- ・高齢者等の要援護者への生活支援及び介護等の支援について、県、関係団体の協力を得ながら対応に努める。
- ・県内感染期においては、県と連携して、在宅で療養する患者等への支援を実施する。

③防犯・防災機能の確保

- ・市民生活の安全・安心を確保するため、警察機関、消防機関の防犯・防災機能を保持する必要があり、当該機関と連携し、あらかじめ対応方針を検討する。

④社会活動の制限

- ・感染拡大の防止のためには、市民等の社会活動の制限が要請される場合も想定されるため、県の指示要請に応じ、市民への集会の自粛等の要請、学校・保育施設等の休業要請及び事業者の休業要請等を行う。

Ⅱ 行動計画内容(発生段階別)【各論】

以下、総論で記述した基本的な方針に基づき、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、市の行動計画に基づき対応する。個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法等については、政府の定める基本的対処方針に基づき県等と協議し決定するほか、必要に応じて行動計画実施マニュアルに定めることとする。

1 未発生期

- ◆ 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- ◆ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染は見られていない状況

【目的】

- (1) 新型インフルエンザ等発生に備え、体制の整備を行う。
- (2) 国・県、関係機関との連携の下、新型インフルエンザ等発生の早期確認に努める。

【市の行う主な対策】

- (1) 市行動計画、事業継続計画（BCP）及び行動計画実施マニュアルの策定・見直し
- (2) 情報収集、連絡体制の構築
- (3) 市民への情報提供と支援体制の整備
- (4) 予防接種実施計画の策定と住民接種体制の構築
- (5) 要援護者の把握と支援体制の整備
- (6) 防疫等に必要な資器材の整備

【具体的対策】

(1) 実施体制

① 市行動計画等の策定・見直し

- ・ 特措法の規定に基づき政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた甲州市新型インフルエンザ等対策行動計画・事業継続計画（BCP）を策定し必要に応じ見直していく。 【総務課・健康増進課・関係課】
- ・ 市行動計画を実施するために必要な体制整備のための行動計画実施マニュアルを策定していく。 【総務課・健康増進課・関係課】

② 体制の整備

- ・ 副市長を議長とする「新型インフルエンザ等庁内対策会議」を開催し、新型インフルエンザ等の発生に備え、関係各課における認識の共有を図るとともに、連携を強化し庁内一体となった体制整備を行う。

③ 国・県との連携強化

- ・ 県、他市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練等を実施する。

【健康増進課・関係課】

(2) 情報収集・提供

① 体制整備

【各論：未発生期】

・発生前から、情報収集・市民に対する情報提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入手することに努める。また、関係課間での情報共有体制を整備する。 【健康増進課・総務課・政策秘書課】

②相談体制

・新型インフルエンザ等発生時に市民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を行う。 【健康増進課】

③情報提供

・新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、峡東保健所との連携の下地域住民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整える。 【健康増進課・総務課・政策秘書課】

・新型インフルエンザ等の基礎知識や予防策などの最新情報を、広報、ホームページ等の媒体を通じ、市民へ情報提供する。 【健康増進課】

(3) まん延防止

①感染対策の実施

・市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、感染を広げないように不要な外出を控える等の基本的な感染対策の普及を図る。 【健康増進課・政策秘書課】

・発症が疑わしい場合は、県コールセンターを通じて帰国者・接触者相談センターに相談して指示を仰ぎ、不要な外出を控えること等の基本的な感染対策について理解促進を図る。 【健康増進課】

(4) 予防接種

①特定接種

・特定接種となり得る職員等の対象者把握を行い、職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種ができるよう、接種体制を構築する。 【総務課・健康増進課】

・特定接種の準備として、市は国が実施する登録事業者の登録業務について必要に応じて協力する。 【健康増進課】

②住民接種

ア 住民接種の位置付け

- ・住民接種は、全住民を対象とする
- ・市の区域内に居住する者を原則とする。
- ・上記以外の対象者としては、市に所在する医療機関に勤務する医療従事者及び入院中の患者等も考えられる。 【健康増進課】

イ 住民接種の準備

・原則として集団的接種により接種を実施するための接種体制の構築を図る。 【健康増進課】

【各論：未発生期】

・国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。【健康増進課】

・国及び県の技術的支援等を受け、円滑な接種の実施のため、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。【健康増進課】

・速やかに予防接種を行うことができるよう、具体的な実施方法について、国・県等の技術的支援を受けあらかじめ予防接種実施計画として定めておく。【健康増進課】

③情報提供

・県と連携し、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方等の基本的情報を共有し、市民の理解促進を図る。【政策秘書課・健康増進課】

(5) 市民の生活及び地域経済の安定の確保

①要援護者への生活支援

・県内発生早期以降における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要援護者の把握とともに具体的手続きについて準備する。

【福祉課・介護支援課・健康増進課】

・市民に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し生活に支障きたす恐れのある世帯（高齢者世帯、障害者世帯等）への具体的な支援体制の整備を進める。【福祉課・介護支援課】

②火葬能力等の把握

・火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討し、県と連携して火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。【戸籍住民課・環境政策課】

③物資及び資材の備蓄等

・市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、または施設及び設備を整備する。

【健康増進課・総務課・関係各課】

・市民に対して、マスク等の个人防护具、食料（糧）品、日用品等の備蓄が必要であることを周知する。

【健康増進課・総務課・政策秘書課】

<h2>2 海外発生期</h2>	<ul style="list-style-type: none"> ◆海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 ◆国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態 ◆海外においては、発生国・地域が限定的な場合や、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況
------------------	---

【目的】

- (1) 国・県との連携による市内発生が遅延と早期発見に努める。
- (2) 国・県との連携による市内発生に備えた体制の整備を行う。

【市の行う主な対策】

- (1) 「市内対策会議」の開催と「警戒対策本部」「対策本部」の設置準備
- (2) 市民からの相談体制の構築
- (3) 国・県からの積極的な情報収集
- (4) 市民への情報提供
- (5) 特定接種の実施と住民接種体制の準備

【具体的対策】

(1) 実施体制

- ・副市長を議長とする「新型インフルエンザ等市内対策会議」を開催し、国からの緊急事態宣言がなされた場合に備え、体制の整備を行う。

【総務課・健康増進課】

- ・「警戒対策本部」及び「対策本部」の設置準備を行う。

【総務課・健康増進課】

(2) 情報収集・提供

①相談窓口の体制整備

- ・市は他の公衆衛生業務に支障がきたさないように、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、国から配布される相談対応に関するQ&A等を参考にしながら、適切な情報提供を行う。

【健康増進課】

②情報収集・提供

- ・新型インフルエンザ等が発生した場合には、国及び県が発信する情報の把握に努め、県等と相談し、市民への情報提供・注意喚起に努める。

【健康増進課】

- ・情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対しても、受け取り手に応じた適切な情報提供に努める。

【福祉課・政策秘書課・健康増進課】

- ・ホームページ、相談窓口等を通して、感染状況、新型インフルエンザ等に係る県のコールセンター、帰国者・接触者相談センターに関する

る情報を地域に提供する。

【政策秘書課・健康増進課】

(3) まん延防止

①感染対策の実施

・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること等の基本的な感染対策を実施するよう促す。【健康増進課】

・学校、保育所（園）、幼稚園、福祉施設等に対して、手洗いうがいの励行など感染予防対策について周知・注意喚起を行なう。

【福祉課・介護支援課・教育総務課・子育て支援課】

②防疫措置等についての連携協力

・入国者に対する疫学調査等について、国・県その他関係機関と情報を共有し、協力する。【戸籍住民課・健康増進課】

(4) 予防接種

①特定接種

・国及び県と連携し、国が特定接種を実施することを決定した場合は、市の地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。【総務課・健康増進課】

②住民接種

・国及び県と連携し、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の接種体制構築の準備を進める。

【健康増進課】

・全市民が速やかに接種できるよう集団的な接種を行うことを基本として、具体的な接種体制の構築を進める。【健康増進課】

③情報提供

・県と連携し、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの種類、有効性安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。【健康増進課】

・相談窓口の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

【健康増進課】

(5) 市民の生活及び地域経済の安定の確保

①要援護者対策

・新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを受け、要援護者や協力者への支援の具体的方法・対応について庁内で再確認する。

【福祉課・介護支援課】

②遺体の火葬・安置

・県の要請を受け、火葬能力を超える場合に備え、一時遺体安置施設等の確保の準備を行う。【戸籍住民課・環境政策課】

3 県内未発生期 (国内発生早期)

- ◆国内のいずれかの都道府県において新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、本県では患者が発生していない状態。
- ◆国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

【目的】

- (1) 新型インフルエンザ等の市内侵入をできるだけ遅らせ、市内発生の遅延と早期発見に努める。
- (2) 市内での発生に備えて体制の整備を行う。

【市の行う主な対策】

- (1) 市民への情報提供と相談体制の強化
- (2) 要援護者への支援
- (3) 集団接種による住民接種の準備と実施
- (4) 「警戒対策本部」の設置及び、「新型インフルエンザ等連絡会議」の開催

【具体的対策】

(1) 実施体制

①対策本部の設置

- ・市長を本部長とする「新型インフルエンザ等警戒対策本部」を設置し、県内発生早期又は県内感染期に備えた対策を検討し全庁一体となって対応にあたる。【総務課・健康増進課・政策秘書課】
- ・国から緊急事態宣言が出された場合、特措法に基づく対策本部に速やかに移行し具体的な対策を実施する。【総務課・健康増進課】
- ・必要に応じて「新型インフルエンザ等連絡会議」を開催し、関係機関との情報共有・提供を行う。【総務課・健康増進課】

(2) 情報収集・提供

①情報収集

- ・国・県等と緊密な連携と情報共有を図り、対策の方針の迅速な把握に努める。【健康増進課】

②相談窓口等の体制充実・強化

- ・相談窓口等による適切な情報提供ができるよう体制の充実・強化を行う。【健康増進課】

③情報提供

- ・国及び県が発信する情報を入手し、リアルタイムでの市民へ情報提供に努める。また、新型インフルエンザ等の発生状況や市内で今後実施される対策に係る情報、市内の公共交通機関の運行状況などについ

【各論：県内未発生期】

て情報提供する。

【健康増進課・市民生活課】

(3) まん延防止

①感染対策の実施

・市民・事業所・学校・保育所（園）・福祉施設等に対して、マスクの着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策等を勧奨する。

【福祉課・介護支援課・教育総務課・子育て支援課・健康増進課】

・当該感染症の症状が認められた場合に早期受診の勧奨を行うなど市民に情報提供・注意喚起を行う。

【福祉課・介護支援課・教育総務課・子育て支援課・健康増進課】

・県の要請に従い、学校・保育施設等に県内発生した場合の、学校保健安全法等に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）のための準備を実施する。

【子育て支援課・教育総務課】

(4) 予防接種

①特定接種

・海外発生期に引き続き、国の基本的対処方針を踏まえ、特定接種を進める。

【総務課・健康増進課】

②住民接種

・国が決定した接種順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報等を踏まえ、市民等へ接種に関する情報提供を行う。

【健康増進課・政策秘書課】

・パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に規定する接種を開始する。

【健康増進課】

・緊急事態宣言がなされた場合には、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

【健康増進課】

・市は、接種にあたり、国及び県と連携して峡東保健所・市保健福祉センター・学校等の公的な施設を活用するか、医療機関へ委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

【健康増進課】

(5) 医療

・峡東保健所を中心として、整備する医療体制を把握・周知する。

【健康増進課】

・国又は、県の要請に必要な応じて協力する。

【健康増進課】

(6) 市民の生活及び地域経済の安定の確保

①要援護者対策

- ・高齢者・障害者等の要援護者の見守り・相談等の対応を実施する。

【介護支援課・福祉課】

- ・新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に、支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、市は、県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への送迎）を行う。

【介護支援課・福祉課】

②遺体の火葬・安置

- ・円滑な火葬ができるよう火葬・搬送作業に従事する者と連携する。

【戸籍住民課・環境政策課】

- ・火葬能力を超える場合に備え、一時的な遺体安置施設の確保等準備を行う。

【戸籍住民課・環境政策課】

③水の安定供給

- ・緊急事態宣言がされている場合には、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的にかつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

【上下水道課】

④生活関連物資等の価格の安定等

- ・緊急事態宣言がされている場合に、国及び県と連携して、生活関連物資等が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう調査・監視をすると共に、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

【市民生活課】

- ・必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

【市民生活課】

4 県内発生早期

- ◆県内において新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ◆国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

【目的】

- (1) 市内での感染拡大をできる限り最小限に抑える。
- (2) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

【市の行う主な対策】

- (1) 緊急事態宣言時に「対策本部」の設置
- (2) 相談窓口の体制強化継続
- (3) まん延防止に向け市民への積極的な情報提供
- (4) 予防接種計画に基づく住民接種の速やかな実施
- (5) 要援護者への支援

【具体的対応】

(1) 実施体制

①対策本部の設置

- ・国から緊急事態宣言が出された場合、警戒対策本部を廃止し、特措法に基づく対策本部を速やかに設置し、具体的な対策を実施する。

【総務課・健康増進課】

(2) 情報収集・提供

①情報収集

- ・国・県等の緊密な連携と情報共有を強化し、対策の方針の迅速な把握に努める。

【健康増進課】

②相談窓口等の体制充実・強化

- ・市は国からの要請に従い、配布されるQ&A等を受けて対応し、相談窓口等による適切な情報提供ができるよう引き続き体制の充実・強化を行う。

【健康増進課・政策秘書課】

③情報提供

- ・市は国及び県が発信する情報をリアルタイムに住民へ提供するよう努める。

【健康増進課・政策秘書課】

- ・地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や市内で今後実施される対策に係る情報、市内の公共交通機関の運行状況などについて情報提供する。

【政策秘書課・市民生活課・健康増進課】

(3) まん延防止

①まん延防止策

【各論：県内発生早期】

・市民に、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。

【健康増進課】

・市職場内の感染対策を図るとともに、当該感染症の症状が認められた職員の健康管理・受診の勧奨を行う。 【総務課】

・県の要請に従い、学校・保育施設等で発生した場合は、学校保健安全法等に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を実施する。

【子育て支援課・教育総務課】

・感染拡大防止のため、必要に応じて集会等の各種行事の自粛について協力要請する準備を行い、市が主催する各種行事の自粛についても検討する。 【総務課・関係課】

（４）予防接種

①特定接種

・県内未発生期に引き続き、国の基本的対処方針を踏まえ、特定接種を進める。 【総務課・健康増進課】

②住民接種

ア 住民接種の実施

・緊急事態宣言がされていない場合は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。 【健康増進課】

・緊急事態宣言がされている場合は、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。 【健康増進課】

イ 住民接種の広報・相談

・市民の基本的な相談に応じると共に、接種勧奨を行い、予防接種に関する必要な情報を積極的に提供していく。 【健康増進課】

ウ住民接種の有効性・安全性に係る調査

・あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。 【健康増進課】

（５）市民の生活及び地域経済の安定の確保

①要援護者対策

・高齢者・障害者等の要援護者の見守り・相談等の対応を実施する。 【介護支援課・福祉課】

・新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に、支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、市は県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行い、死亡時の対応等を行う。 【介護支援課・福祉課】

②遺体の火葬・安置

・遺体の火葬・搬送作業に従事する者と連携し円滑な火葬ができるよう努める。 【戸籍住民課・環境政策課】

【各論：県内発生早期】

- ・火葬能力を超える場合に備え、一時的な遺体安置施設の確保と遺体の保存を適切に行う。【戸籍住民課・環境政策課】

③ライフラインの維持・確保

- ・緊急事態宣言がされている場合に、消毒その他衛生上の措置等、新型コロナウイルス等緊急事態において、水を安定的にかつ適切に供給するために必要な措置を講じる。【上下水道課】
- ・ごみ処理機能の維持を図る。【環境政策課】
- ・通常のごみ回収の維持が困難になる事態に備え、ごみの減量化を求めていく。【環境政策課】

④生活関連物資等の価格の安定等

- ・緊急事態宣言がされている場合に、国及び県と連携して、生活関連物資等が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう調査・監視をすると共に、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。【市民生活課】
- ・必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。【市民生活課】

5 県内感染期

- ◆県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ◆感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ◆国内でも県によって状況が異なる可能性がある。

【目的】

- (1) 健康被害を最小限に抑える。
- (2) 市民生活・経済機能への影響を最小限に抑える。

【市の行う主な対策】

- (1) 緊急事態宣言時に「対策本部」の設置
- (2) 発生状況・具体的な対策について積極的な情報提供
- (3) 予防接種計画に基づく住民接種の円滑な実施
- (4) 在宅療養者に対する支援
- (5) ライフラインの確保

【具体的対策】

(1) 実施体制

①対策本部の設置

- ・国から緊急事態宣言が出された場合、警戒対策本部を廃止し、特措法に基づく対策本部を速みやかに設置し、具体的な対策を実施する。

【総務課・健康増進課】

(2) 情報収集・提供

①情報収集

- ・国及び県が発信する情報を把握・共有し、対策の方針等を市民に対し、積極的に情報提供を行う。

【健康増進課】

②相談窓口等の体制充実・強化

- ・引き続き相談窓口等を継続し、状況の変化に応じて改訂されたQ&A等を踏まえながら適切な情報提供を行えるよう、体制の充実・強化を行う。

【健康増進課・政策秘書課】

③情報提供

- ・個人一人ひとり取るべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策や社会活動状況について情報提供する。

【健康増進課】

- ・新型インフルエンザ等の発生状況や市内で今後実施される対策に係る情報、市内の公共交通機関の運行状況などについてリアルタイムに情報提供する。

【健康増進課・市民生活課】

(3) まん延防止

①まん延防止策

- ・市民に、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。
【健康増進課】
- ・当該感染症の症状が認められたら市職員の健康管理・受診の勧奨を行う。
【総務課】
- ・県の要請に従い、学校・保育施設等で発生した場合は、学校保健安全法等に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を実施する。
【子育て支援課・教育総務課】
- ・感染拡大防止のため、必要に応じ集会等の各種行事の自粛について協力要請する
【総務課・関係課】
- ・市が主催する各種行事の自粛を行なう。
【総務課・関係課】

(4) 予防接種

①特定接種

- ・引き続き、国の基本的対処方針を踏まえ、特定接種を進める。
【総務課・健康増進課】

②住民接種

ア住民接種の実施

- ・接種の実施にあたり、国及び県と連携して接種会場を確保し、原則として市の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。
【健康増進課】
- ・緊急事態宣言がされていない場合には、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。
【健康増進課】
- ・緊急事態宣言がされている場合には、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。
【健康増進課】

イ住民接種の広報・相談

- ・市民の基本的な相談に応じると共に、接種勧奨を行い、予防接種に関する必要な情報を積極的に提供していく。
【健康増進課】

ウ住民接種の有効性・安全性に係る調査

- ・副反応があった場合は、医療機関から予防接種後副反応報告書の提出を求める。
【健康増進課】

(5) 医療

- ・地域における新型インフルエンザ等患者の診療体制を、地区医師会と連携しながら調整して確保するとともに診療時間を取りまとめる等して市民への周知を図る。
【健康増進課】
- ・在宅で療養する患者への支援として、市は県と連携し、関係団体の協力を得ながら患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅

【各論：県内感染期】

で療養する患者への支援（見回り、訪問診療、医療機関への搬送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

【健康増進課・介護支援課・福祉課】

・緊急事態宣言がされている場合、市は国と県と協力し区域内の医療機関が不足した時には、県が行う臨時の医療施設の設置に協力し、医療を提供する。
【健康増進課】

（6）市民の生活及び地域経済の安定の確保

①要援護者対策

・新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き県と連携し、必要な支援（見回り、介護、食事の提供等）を行う。

【福祉課・介護支援課】

・食料品、生活必需品等の供給状況に応じ、市民に対して食料品・生活必需品等の確保・配分等を行う。

【福祉課・介護支援課】

②遺体の火葬・安置

・遺体の火葬・搬送作業に従事する者と連携し円滑な火葬ができるよう努める。

【戸籍住民課・環境政策課】

・火葬能力に応じて遺体を適切に保存できるように、臨時遺体安置所等の確保を行う。

【戸籍住民課・環境政策課】

・緊急事態宣言時に死亡者が増加して、火葬能力が限界を超えることになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を増やし確保していく。

【戸籍住民課・環境政策課】

・新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となり、緊急の必要があると認めるときは、国が定める埋葬及び火葬の手続きの特例に基づき対応する。

【戸籍住民課・環境政策課】

③ライフラインの維持・確保

・緊急事態宣言がされている場合に、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的にかつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

【上下水道課】

・ごみ処理機能の維持を図る。

【環境政策課】

・通常のごみ回収の維持が困難になる事態に備え、ごみの減量化・排出制限を求めていく。

【環境政策課】

④生活関連物資等の価格の安定等

・緊急事態宣言がされている場合に、国及び県と連携して、生活関連物資等が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をすると共に、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

【市民生活課】

【各論：県内感染期】

- ・生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報提供に努め、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

【市民生活課】

6 小康期

- ◆新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- ◆大流行は一旦終息している状況

【目的】

- (1) 市民生活、経済機能の回復
- (2) 流行の第二波に備える。

【市の行う主な対策】

- (1) ワクチンの未接種者への接種
- (2) 緊急事態宣言の解除による「対策本部」を廃止
- (3) 必要に応じ相談体制の縮小・中止
- (4) 新たな発生・流行の再燃に備え、計画・体制の見直し
- (5) 不足している資器材等の調達及び再備蓄の実施
- (6) 行動計画・行動計画実施マニュアル等の見直し

【具体的対策】

(1) 実施体制

- ・緊急事態解除宣言がされたときには、速やかに対策本部を廃止する。
【総務課・健康増進課】
- ・新たな発生・流行の再燃に備え、計画の見直しと体制の改善を行う。
【総務課・健康増進課】

(2) 情報収集・提供

- ・状況を見ながら県等の要請に基づき相談窓口等の体制を縮小する。
【健康増進課】
- ・県と連携して、第一波の終息と流行の第二波の可能性やそれに備える必要性などについて、情報の収集を行う。
【健康増進課】

(3) 予防接種

① 住民接種の実施

- ・流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。
【健康増進課】
- ・緊急事態宣言がされている場合には、国及び県と連携し特措法第46条の規定に基づく市民に対する予防接種を進める。
【健康増進課】
- ・住民の基本的な相談に応じていく。
【健康増進課】

(4) 市民の生活及び地域経済の安定の確保

① 要援護者対策

- ・新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続

【各論：小康期】

き県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

【福祉課・介護支援課】

② 遺体の火葬・安置

・死亡者数の状況を踏まえ、順次平常時に戻していく。【戸籍住民課】

Ⅲ 参考資料

- (資料1) 用語解説
- (資料2) 感染症指定医療機関
- (資料3) 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の
山梨県の対策
- (資料4) 甲州市新型インフルエンザ等庁内対策会議設置要綱
- (資料5) 甲州市新型インフルエンザ等警戒対策本部設置要綱
- (資料6) 甲州市新型インフルエンザ等連絡会議設置要綱
- (資料7) 甲州市新型インフルエンザ等対策本部条例
- (資料8) 甲州市新型インフルエンザ等対策本部要綱

《用語解説》

●インフルエンザウイルス

・インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)とう、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。)

●インフルエンザ

・インフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症で、主に発熱、咳、全身倦怠感・筋肉痛などの症状を引き起こす。これらの症状は非特異的なものであり、他の呼吸器感染症等と見分けることが難しい。また、軽症の場合もあれば、重症化して肺炎、脳症等を引き起こす場合もあり、その臨床像は多様である。

インフルエンザウイルスに感染してから症状が出るまでの期間(潜伏期間)は、季節性のインフルエンザであれば1～5日である。インフルエンザウイルスに感染しても症状を引き起こさず、発症しないこともある(不顕性感染)。

インフルエンザウイルスの主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であり、潜伏期間中や不顕性感染で、感染した人に症状がなくても、他の人への感染がおこる可能性はある

●新型インフルエンザ

・感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行(パンデミック)となるおそれがある。

●鳥インフルエンザ

・一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

鳥インフルエンザのウイルスが人から人へ効率よく感染する能力を獲得し、高い病原性を示す新型インフルエンザウイルスに変異した場合には、甚大

な健康被害と深刻な社会・経済活動への影響をもたらすことが懸念されている。

●新感染症

・新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

●病原性

・新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現である。

●家きん

・鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。
なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

●帰国者・接触者外来

・新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。
都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。診療の対象となる患者の症例定義は、発生時に政府が示す予定。

●帰国者・接触者相談センター（保健所）

・発生国から帰国した者又は患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。
新型インフルエンザ等の患者の早期把握、当該者が事前連絡せずに直接一般の医療機関を受診することによる二次感染の防止を目的として設置する。
帰国者・接触者相談センター（保健所）では、本人の情報（症状、患者接触歴、渡航歴等）から新型インフルエンザ等に感染している疑いがあると判断した場合、マスクを着用した上で、初期診療（外来）協力医療機関を受診するよう誘導を行う。

●コールセンター

・県において、情報提供・相談体制を一元化するために海外発生期に設置する「帰国者・接触者相談センター（保健所）として初期診療協力医療機関への誘導機能」と「新型インフルエンザに関する一般の相談機能」を兼ね備えた電話相談窓口。

県内感染期以降は、初期診療（外来）医療機関への誘導は中止し、新型インフルエンザ等に関する一般的な相談・患者及びその家族の不安解消等の相談に対応する。

●感染症指定医療機関

・感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

＊特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

＊第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

＊第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

＊結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

●初期診療（外来）協力医療機関

・平成15年にアジアを中心にSARSが流行した際に、外来医療を確保する目的で山梨県独自に設置、感染症法に規定された疾患に加え、新型インフルエンザ等においては帰国者・接触者外来の役割を担う医療機関。

●指定届出機関

・感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

●業務計画

・指定（地方）公共機関が、特措法第9条において作成が義務づけられている。新型インフルエンザ等対策業務及び当該業務を実施するための体制（人員計画等）を記載した計画。作成した計画は、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事に報告することが義務づけられている。

●事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）

・事業者が、新型インフルエンザ等発生時に、優先的に取り組むべき重要な業務を継続して行うため、重要業務（継続業務）を選定するとともに、当該業務及び組織を継続するために縮小・休止する業務を記載するなど、事前に必要な準備や対応方針・手段を定めた計画。特定接種登録事業者については、発生時において重要業務を確実に継続するため、作成が義務づけられている。

●濃厚接触者

・新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」）が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

●要援護者

・家族が同居していない又は近くにいないため、介護ヘルパー等の介護や介助がなければ日常生活ができない独居高齢者や障害者が対象範囲となる。これまでの大規模な地震や豪雨などの災害を通じて、特に災害時に弱い立場に立たされる高齢者や障害者などの要援護者への支援が課題となった。新型インフルエンザ等の流行時においても、災害に匹敵する規模の健康被害が予想されることから、要援護者に対する支援が必要と考えられる。

●咳エチケット

・呼吸器衛生/咳エチケットは、飛沫や接触によって伝播する微生物の伝播を患者自身が防止するための方策で、飛沫の飛散を防止し、汚染されたティッシュや手指を介した拡散も防止することを目的としている。呼吸器衛生/咳エチケットは当初、主にSARSに対する医療施設内感染対策として、2004年1月にCDCが勧告したものだが、その後、医療施設内においてインフルエンザを含めたすべての呼吸器症状を有する感染症の伝播を予防するための方策として、2004年11月にCDCから改めて勧告され、咳エチケットが標準予防策の1つの要素として追加され組み込まれている。

●パンデミック

・感染症の世界的大流行。
特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

●パンデミックワクチン

・実際に発生した新型インフルエンザウイルスの株を使って製造したワクチン。発症予防、重症化防止効果が期待できる。

●プレパンデミックワクチン

・新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。実際に発生する新型インフルエンザに対する効果及び安全性は未知数である。

●抗インフルエンザウイルス薬

・インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害薬は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。WHOは、新型インフルエンザに対して、ノイラミニダーゼ阻害薬による治療を推奨している。ノイラミニダーゼ阻害薬には、経口内服薬のタミフルと、経口吸入薬のリレンザがある。

(資料2)

感染症指定医療機関

平成 26 年現在

第 1 種感染症指定医療機関

	医療機関名	所在地	電話番号
1	山梨県立中央病院	甲府市富士見 1 - 1 - 1	055-253-7111

第 2 種感染症指定医療機関

	医療機関名	所在地	電話番号
1	市立甲府病院	甲府市増坪町 366	055-224-1111
2	北杜市立甲陽病院	北杜市長坂町大八田 3954	0551-32-3221
3	公益財団法人 山梨厚生会 山梨厚生病院	山梨市落合 860	0553-23-1311
4	峡南医療センター 富士川病院	南巨摩郡富士川町鯉沢 340-1	0556-22-3135
5	国民健康保険 富士吉田市立病院	富士吉田市上吉田 6530	0555-22-4111
6	大月市立中央病院	大月市大月町花咲 1225	0554-22-1251

(資料3)

国内外で鳥インフルエンザが

人で発症した場合等の山梨県の対策

これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。

人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

1 組織体制

(1)体制強化

① 県は、国内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じて、福祉保健部長を議長とする新型インフルエンザ等対策会議を設置するとともに、同会議を開催し、対処方針について協議し、決定する。

(福祉保健部、関係各課(室))

② 県は、必要に応じて現地新型インフルエンザ等対策本部を設置し、関係部局の連携のもと、本病の感染を防止し、被害を最小限に止めるよう的確な措置を講じるものとする。(保健福祉事務所、各部局関係事務所)

(2)家きん等への防疫体制

高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、「山梨県高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル」、「山梨県危機管理対策本部(高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部)設置要綱」、「現地危機管理対策本部(高病原性鳥インフルエンザ現地対策本部)設置要綱」、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る山梨県対応マニュアル」、「山梨県動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応要領」に基づき対応する。(畜産課、みどり自然課、衛生薬務課)

2 サーベイランス・情報収集

(1)情報収集

・県は、国と情報交換を行い、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集するとともに、情報を得た場合には速やかに関係機関に報告する。

(健康増進課)

・家きんにおける鳥インフルエンザのサーベイランスを行う。養鶏農家を対象に高病原性鳥インフルエンザのモニタリング調査、異常家きんに対する病性鑑定、養鶏農家及び家きん飼育者に対する立入検査を実施する。

(畜産課、家畜保健衛生所)

- ・野生動物における鳥インフルエンザのサーベイランスを行う。野鳥の不審死情報を迅速に収集し、不審死野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有調査を実施する。（みどり自然課、林務環境事務所）

- ・食鳥処理施設及び愛玩鳥における鳥インフルエンザのサーベイランスを行う。（衛生薬務課、保健所、食肉衛生検査所）

(2)鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

- ・県及び保健所設置市は、鳥インフルエンザのヒトへの感染疑いが発生した場合、「平成18年11月22日付け健感発第1122001号 インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の実施等について」に基づき、積極的疫学調査を実施し、早期に患者発生を把握する。（健康増進課、保健所）

3 情報提供・共有

- ・県は、県内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、発生した市町村と連携し、発生状況及び対策について、県民に積極的な情報提供を行う。（健康増進課）

- ・県は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合、必要に応じ関係機関に対し、海外における発生状況、対応状況等について情報提供を行い、また、県民に積極的な情報提供を行う。（健康増進課）

4 予防・まん延防止

(1)疫学調査、感染対策

- ・県及び保健所設置市は、必要に応じて、国から派遣される疫学、臨床等の専門家チームと連携して、積極的疫学調査を実施する。

（健康増進課、保健所）

- ・県及び保健所設置市は、国からの要請により、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等を実施する。

（健康増進課、保健所）

- ・県及び保健所設置市は、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者（有症状者）に対し、自宅待機を依頼する。（健康増進課、保健所）

(2)家きん等への防疫対策

- ・県及び保健所設置市は、県内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、「山梨県高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル」に基づき、国と連携し、防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）を実施する。

（畜産課、家畜保健衛生所・保健所）

- ・殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要がある、県での対応

が困難である等やむを得ないと認められる場合には、県は自衛隊部隊等による支援を求める。
(畜産課)

・県警本部は、防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。
(警察本部)

5 医療

(1) 県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

・県及び保健所設置市は、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、適切な感染拡大防止策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行う。

(健康増進課、保健所、衛生環境研究所)

・県は、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施する。また、国から提供される検査方法について、実施できる検査体制を整える。
(衛生環境研究所)

・県及び保健所設置市は、感染症法に基づき、鳥インフルエンザの患者(疑似症患者を含む。)について、入院その他の必要な措置を講ずる。

(健康増進課、保健所)

(2) 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHO が情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

・県及び保健所設置市は、海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者(有症状者)の情報について、県に情報提供するよう医療機関等に周知する。
(健康増進課、保健所)

・県及び保健所設置市は、発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について、医療機関等に周知する。

(健康増進課、医務課、保健所)

(資料4)

甲州市新型インフルエンザ等庁内対策会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における新型インフルエンザ等の予防及び発生に緊急に対処するため、甲州市新型インフルエンザ等庁内対策会議（以下「庁内対策会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内対策会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 新型インフルエンザ等が発生する前において、事前準備の進捗を確認し、関係各課間等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組に関する事項
- (2) 関係各課においては、県や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備に関する事項
- (3) 関係機関等との連絡調整に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等の対策に関し必要な事項

(組織)

第3条 庁内対策会議は、副市長、総務課長、政策秘書課長、財政課長、福祉課長、介護支援課長、子育て支援課長、教育総務課長、戸籍住民課長、市民生活課長及び健康増進課長の職にある者をもって組織する。

(議長及び副議長)

第4条 庁内対策会議に議長及び副議長を置く。

2 議長には副市長の職にある者を、副議長には総務課長の職にある者をもって充てる。

3 議長は、庁内対策会議の事務を総括する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内対策会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて議長が招集し、その会議の進行を行う。

2 議長は、必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 庁内対策会議の庶務は、総務課及び健康増進課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内対策会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

2 甲州市新型インフルエンザ等庁内対策会議設置要綱（平成25年3月25日市長決裁）は、廃止する。

附則

1 この要綱は、令和2年1月23日から施行する。

(資料5)

甲州市新型インフルエンザ等警戒対策本部設置要綱

(設置)

第1条 本市における新型インフルエンザ等の対策を迅速かつ総合的に対処するため、甲州市新型インフルエンザ等警戒対策本部（以下「警戒対策本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 警戒対策本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 新型インフルエンザ等が国内で発生した際において、情報収集を行い、事前準備の進捗を確認し、関係各課間等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組に関する事項
- (2) 関係各課においては、県や事業者との連携を強化し、県内発生時に備えた準備に関する事項
- (3) 関係機関等との連絡調整に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等の対策に関し必要な事項

(組織)

第3条 警戒対策本部は、本部長、副本部長、本部付、本部員及び班員で組織する。

2 警戒対策本部に本部長及び副本部長を置く。

3 本部長には市長を、副本部長には副市長を、本部付には教育長をもって充てる。

4 本部長は、警戒対策本部の事務を総括する。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 各課長相当職を本部員とし、所属職員を班員とする。

7 本部員は本部長の命を受けて班員を指揮監督し、班員は本部員の命を受けて新型インフルエンザ等対策に従事する。

(会議)

第4条 本部長は、警戒対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、警戒対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 警戒対策本部の庶務は、総務課及び健康増進課において処理する。

(警戒対策本部の廃止)

第6条 甲州市新型インフルエンザ等対策本部が設置されたときは、警戒対策本部を廃止する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、警戒対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

(資料 6) 甲州市新型インフルエンザ等連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 新型インフルエンザ等の情報収集等を行うことにより、必要な措置に迅速かつ確実に対応し、新型インフルエンザ等の発生を予防するとともに、そのまん延の防止を図り、もって市民の公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とし、甲州市新型インフルエンザ等連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 新型インフルエンザ等の情報の収集と共有に関する事項
- (2) 新型インフルエンザ等の市民への啓発活動に関する事項
- (3) 新型インフルエンザ等の市内発生に備えた対応策の検討や体制の確認に関する事項

(組織)

第3条 連絡会議は、会長、副会長及び次に掲げる委員をもって組織し、会長を市長とし、副会長を副市長及び教育長とする。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 医療機関関係者
- (3) 市医師会長
- (4) 区長会長
- (5) 保健環境委員会代表
- (6) 市校長会長
- (7) 保育所連合会長
- (8) 社会福祉機関関係者
- (9) 学識経験者
- (10) その他市長が必要と認める関係者

(会議)

第4条 連絡会議の会議は、会長が必要と認めたときに招集し、その議長となる。ただし、会長がやむを得ない理由により欠席した場合は副市長である副会長が、副市長である副会長も欠席した場合は教育長である副会長が、会議の議長となる。

(秘密保持等)

第5条 連絡会議の委員は、甲州市個人情報保護条例（平成17年甲州市条例第8号）の規定の趣旨にのっとり、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、知り得た秘密を他に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。構成員の期間が満了し、又は構成員の職を退いた後においても、同様とする。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、総務課及び健康増進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年11月1日から施行する。
- 2 甲州市感染症対策委員会設置要綱（平成25年3月25日市長決裁）は、廃止する。

(資料7)

平成25年3月25日制定 条例第5号

甲州市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、甲州市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 対策本部の長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。
- 2 対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。
- 3 対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。
- 4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

- 第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。
- 2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

- 第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

(資料 8)

甲州市新型インフルエンザ等対策本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、甲州市新型インフルエンザ等対策本部条例第5条に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施するため設置する甲州市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 対策本部は、新型インフルエンザ等に関し次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市内発生に備えた総合的な対策に関する事項
- (2) 市内発生時の危機及び健康被害対策に関する事項
- (3) 市内発生時の危機対策の実施に関する事項
- (4) 関係機関等の連絡調整に関する事項
- (5) その他必要とする事項

(組織)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長、本部付、本部員及び班員をもって組織する。

- 2 対策本部に本部長及び副本部長を置く。
- 3 本部長には市長を、副本部長には副市長及び消防団長を、本部付には教育長をもって充てる。
- 4 本部長は、対策本部の事務を総括する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 各課長相当職を本部員とし、所属職員を班員とする。
- 7 本部員は本部長の命を受けて班員を指揮監督し、班員は本部員の命を受けて新型インフルエンザ等対策に従事する。

(会議)

第4条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 対策本部の庶務は、総務課及び健康増進課において処理する。

(対策本部の廃止)

第6条 市は、緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに対策本部を廃止する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

甲州市新型インフルエンザ等対策行動計画

発行年月：平成 26 年 11 月

発行：山梨県甲州市

編集：甲州市 健康増進課

〒404-8501 山梨県甲州市塩山上於曾 1085 番地 1

TEL 0553-32-5014

FAX 0553-32-3072